

8 章 今後の検討課題

8.1. 検討事項

本構想を踏まえ、今後、市民検討委員会等での議論に向けて、検討すべき事項を以下に記す。

1) 統合庁舎敷地候補案について

統合庁舎案検討の候補案として、当初は3敷地10案（田富庁舎4案・玉穂庁舎4案・豊富庁舎2案）で配置・駐車場計画を検討し、3敷地5案（田富庁舎2階案・同3階案・玉穂庁舎2階案・同3階案・豊富庁舎2階案）に絞った後、建物ゾーニング計画やライフサイクルコスト、敷地及び施設の評価検討を行ってきた。しかしながら、検討の結果、田富庁舎案及び玉穂庁舎案において3階案を2階案と比較した際のメリットは、僅かに敷地内駐車場が多く確保できる程度であり、ワンフロアの面積が狭くなることでのデメリットのほうが多いことが分かった。今後、市民検討委員会において、各敷地案の比較を進めていくにあたり、論点を絞る意味でも、それぞれの3階案は2階案の代替案として捉え、3敷地3案（田富庁舎2階案・玉穂庁舎2階案・豊富庁舎2階案）で、比較検討を進めていくべきと考える。

2) 評価の数値化について

統合庁舎案の作成とともに各案の評価を行ったが、評価の数値化（点数化）は敢えて行っていない。評価項目に対しては、なるべく客観的な事実のみをまとめ、今後の市民検討委員会において、先入観なく意見を聴取することとした。

今後は、各評価項目の配点や選定方法を定め、市民検討委員会における構想案の選定に繋げる必要がある。

3) 統合庁舎以外の2庁舎について

平成23年度の「中央市庁舎に関する市民検討委員会」での議論の結果、将来の庁舎のあり方について「1本庁舎2支所体制」との方向性が示され、統合庁舎の構想案策定は進めていくが、「2支所体制」の内容については、今後の検討課題である。統合庁舎整備時の支所形態に加え、評価項目として本構想で挙げている不採用施設・敷地の有効活用の視点における周辺施設の機能移設等の可能性も含めて、将来の支所のあり方を十分に検討する必要がある。

4) 資金計画について

統合庁舎の整備に関する主な財源として、合併特例債を活用する。本市の合併特例債の発行期限が平成32年度末までとなっている。

今後は、概算事業費の設定に伴い、合併特例債の対象とならない維持管理経費等も含めてさらに検証を進め、透明性の確保と財政計画に基づく健全で持続可能な財政運営に努める必要がある。

中央市庁舎整備基本構想

平成 26 年 3 月 発行

発行:中央市

編集:総務部 政策秘書課

〒409-3892

山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

☎ (055) 274-8512
